

普通保険約款 新旧対比表 (2022年改定)

現 行	改 定
<p>第1章 補償条項</p> <p>第3条 (法務費用保険金の支払事由)</p> <p>(3) (1) において保険金を支払う対象から除く法律事件は、次に掲げるものとします。</p> <p>⑤ 次に掲げる投機的取引に係る法律事件</p> <p>7. 事業資金の出資、有価証券投資に係る法律事件</p> <p>イ. 取引によって取得もしくは譲渡した不動産・動産・有価証券またはその権利の財産的価値が、経済状況・社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生した事件</p> <p>ウ. 預託等取引契約^(注11)に係る法律事件</p>	<p>第1章 補償条項</p> <p>第3条 (法務費用保険金の支払事由)</p> <p>(3) (1) において保険金を支払う対象から除く法律事件は、次に掲げるものとします。</p> <p>⑤ 次に掲げる投機的取引に係る法律事件</p> <p>7. 事業資金の出資もしくは融資に係る法律事件</p> <p>イ. 有価証券、商品、不動産、通貨、暗号資産、もしくはその他価格変動資産、またはそれらの派生資産への投資に係る法律事件</p> <p>ウ. 預託等取引契約^(注11)に係る法律事件</p>
<p>第17条 (同一の者を相手方として複数の原因事実が発生した場合の取扱い)</p> <p>(3) 同一の者を相手方として、第14条(2)②(離婚に係る事件)に掲げる複数の原因事実が発生した場合は、次のとおり取り扱います。</p> <p>① 離婚前に発生した一連の原因事実は、第8条(1)⑤に規定する不担保期間の経過後に発生した原因事実のみを一つの原因事故として取り扱うものとし、それら一連の原因事実のうち最初の原因事実が発生した時に当該一つの原因事故が発生したものとみなします。</p>	<p>第17条 (同一の者を相手方として複数の原因事実が発生した場合の取扱い)</p> <p>(3) 同一の者を相手方として、第14条(2)②(離婚に係る事件)に掲げる複数の原因事実が発生した場合は、次のとおり取り扱います。</p> <p>① 離婚前に発生した一連の原因事実は、第8条(1)②に規定する不担保期間の経過後に発生した原因事実のみを一つの原因事故として取り扱うものとし、それら一連の原因事実のうち最初の原因事実が発生した時に当該一つの原因事故が発生したものとみなします。</p>
<p>第2章 基本条項</p> <p>第1条 (保険契約の成立と責任開始日)</p> <p>(1) 保険契約者が保険契約の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合にこの保険契約は成立します。</p> <p>(2) 保険契約が成立したとき、当社は保険契約者に対して保険証券を交付します。ただし、保険契約者が同意した場合には、当社は保険証券の交付を行わず保険契約の内容を電磁的な方法により提供します。</p> <p>(3) 当社は、保険証券に記載した保険期間の開始日から、この普通保険約款に基づき保険契約上の責任を負います。この日を責任開始日と呼びます。</p> <p>(4) 保険契約の契約日は、初年度契約については責任開始日、更新後の保険契約については、更新後の保険期間の開始日とします。</p> <p>(5) この保険契約に基づく当社の責任は、契約日の午前0時に始まり、保険期間が満了する日の24時に終わります。</p>	<p>第2章 基本条項</p> <p>第1条 (保険契約の成立と責任開始日)</p> <p>(1) 保険契約者が保険契約の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合にこの保険契約は成立します。</p> <p>(2) 保険契約が成立したとき、当社は保険契約者に対して保険証券を書面により交付します。ただし、保険契約者が同意した場合には、当社は書面による保険証券に替えて、保険契約の内容を掲載した電磁的な情報を交付します。</p> <p>(3) 当社は、保険証券に記載した保険期間の開始日から、この普通保険約款に基づき保険契約上の責任を負います。この日を責任開始日と呼びます。</p> <p>(4) 保険契約の契約日は、初年度契約については責任開始日、更新後の保険契約については、更新後の保険期間の開始日とします。</p> <p>(5) この保険契約に基づく当社の責任は、契約日の午前0時に始まり、保険期間が満了する日の24時に終わります。</p>

現 行	改 定
<p>第4条（事業型の通知義務）</p> <p>(1) 事業型保険契約の保険契約者または被保険者は、保険契約の締結後に、次の①から⑤のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく、その旨を当社所定の書面により通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。</p> <p>① 被保険者の事業・業務が終了した場合 ② 合併・事業譲渡等により事業・業務の内容が変化した場合 ③ 事業の代表者が変更になった場合 ④ 保険契約者または被保険者のいずれかの居住地^(注1)が日本国内でなくなった場合</p> <p>⑤ 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当することとなった場合</p> <p>ア. 反社会的勢力またはその密接関係者 イ. 暴力的な要求行為または法的に認められる正当な権利の範囲を明らかに超えた不当な要求を行うことで、刑法または特別刑法上の罪を犯し、懲役・禁錮または罰金の刑に処せられた者^(注2)</p> <p>(2) (1)の規定により通知がなされた場合は、次の①から⑤のとおり取り扱います。</p> <p>① (1)①については、第40条（事業型の保険契約に関する特則）(1)の規定に従います。 ② (1)②については、第40条(2)の規定に従います。 ③ (1)③については、第40条(3)の規定に従います。 ④ (1)④については、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除します。 (追加)</p> <p>⑤ (1)⑤については、第25条（重大事由による解除）の規定に従います。</p> <p>(3)（新設）</p> <p>(3) 保険契約者または被保険者が、(1)に規定する事項について通知しなかった結果、または事実と異なる事項を通知した結果、当社が損失を被ったときは、当社はそれによって被った損失額の返還を請求し、または当社が支払うべき保険金の額から当該損失額を差し引いた額を支払うことができるものとします。</p>	<p>第4条（事業型の通知義務）</p> <p>(1) 事業型保険契約の保険契約者または被保険者は、保険契約の締結後に、次の①から⑥のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく、その旨を当社所定の書面により通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合、またはこの保険契約に基づく通知により当社がその事実の発生を既に知っていた場合には、当社への通知は必要ありません。</p> <p>① 被保険者の事業・業務が終了した場合 ② 合併・事業譲渡等により事業・業務の内容が変化した場合 ③ 事業の代表者が変更になった場合 ④ 保険契約者または被保険者のいずれかの居住地^(注1)が日本国内でなくなった場合 ⑤ 第30条（更新の制限）(2)②に定める更新制限条件に該当する場合 ⑥ 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当することとなった場合</p> <p>ア. 反社会的勢力またはその密接関係者 イ. 暴力的な要求行為または法的に認められる正当な権利の範囲を明らかに超えた不当な要求を行うことで、刑法または特別刑法上の罪を犯し、懲役・禁錮または罰金の刑に処せられた者^(注2)</p> <p>(2) (1)の規定により通知がなされた場合には、次の①から⑥のとおり取り扱います。</p> <p>① (1)①については、第40条（事業型の保険契約に関する特則）(1)の規定に従います。 ② (1)②については、第40条(2)の規定に従います。 ③ (1)③については、第40条(3)の規定に従います。 ④ (1)④については、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除します。 ⑤ (1)⑤については、更新を取扱いません。ただし、当社が承認したときは契約内容の変更もしくは特別条件の付与により更新を取扱うことができます。 ⑥ (1)⑥については、第25条（重大事由による解除）の規定に従います。</p> <p>(3) 保険契約者または被保険者が(1)の規定に基づく当社への通知を怠ったために、(2)の取扱いをしないまま保険契約が更新された場合には、当社は次の①から②のとおり扱います。</p> <p>① 当社は(1)に規定する事実の発生を知ったときには、当社が知った日から2か月以内に、保険契約を将来に向かって解除することができます。 ② 当社が①による解除をしないときは、当社は、(1)の事実が生じた後はじめて到来した更新日において、(2)⑤ただし書に基づく更新がなされたときとみなして、保険契約者が差額の保険料を払い込むことを条件に保険契約を継続させることができます。</p> <p>(4) 保険契約者または被保険者が、(1)に規定する事項について通知しなかった結果、または事実と異なる事項を通知した結果、当社が損失を被ったときは、当社はそれによって被った損失額の返還を請求し、または当社が支払うべき保険金の額から当該損失額を差し引いた額を支払うことができるものとします。</p>

現 行	改 定
<p>第 24 条（保険契約者による保険契約の解約）</p> <p>(1) 保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。</p> <p>(2) 保険契約者が解約請求するときは、当社所定の書面を当社のお店または指定した場所に提出するものとします。</p> <p>(3) 保険契約者が解約請求した場合、(2) に規定する書面が当社に到着した日を<u>解約日</u>とし、保険契約は解約日の属する月の翌月 1 日から将来に向かって効力を失います。</p>	<p>第 24 条（保険契約者による保険契約の解約）</p> <p>(1) 保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。</p> <p>(2) 保険契約者が解約請求するときは、当社所定の書面を当社のお店または指定した場所に提出するものとします。なお、保険契約者は、当社所定の電磁的な方法で解約請求を行うことができます。</p> <p>(3) 保険契約者が解約請求した場合には、(2) に規定する書面または電磁的な請求書類が当社に到着した日を<u>解約日</u>として、保険契約は解約日の属する月の翌月 1 日から将来に向かって効力を失います。</p>
<p>第 25 条（重大事由による解除）</p> <p>(1) 当社は次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>① 保険契約者または被保険者が、第 3 条（個人型の通知義務）(1) ⑥または第 4 条（事業型の通知義務）(1) ⑤に規定する事由に該当すると認められるとき</p> <p>② 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として原因事故もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとしたとき</p> <p>③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺^(注1)を行い、または行おうとしたとき</p> <p>④ 保険契約者または被保険者が、当社^(注2)に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いた不当な要求を行ったとき、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行ったとき</p> <p>(追加)</p> <p>⑤ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力^(注3)に該当すると認められること</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること</p> <p>エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p>⑥ その他、保険契約者または被保険者が、①から⑤までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき</p> <p>(2) (1) の規定による解除が保険金の支払事由の発生した後になされた場合であっても、第 27 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。</p>	<p>第 25 条（重大事由による解除）</p> <p>(1) 当社は次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>① 保険契約者または被保険者が、第 3 条（個人型の通知義務）(1) ⑥または第 4 条（事業型の通知義務）(1) ⑥に規定する事由に該当すると認められるとき</p> <p>② 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として原因事故もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとしたとき</p> <p>③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺^(注1)を行い、または行おうとしたとき</p> <p>④ 保険契約者または被保険者が、当社または当社の従業員^(注2)に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いた不当な要求を行ったとき、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行ったとき</p> <p>⑤ 保険契約者または被保険者が、当社または当社の従業員に対し、その内容もしくは態度において、社会通念上著しく不相当な要求または迷惑行為（「カスタマー・ハラスメント」といいます。）を、当社の中止要請に従わず繰り返したとき</p> <p>⑥ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力^(注3)に該当すると認められること</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること</p> <p>エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p>⑦ その他、保険契約者または被保険者が、①から⑥までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき</p> <p>(2) (1) の規定による解除が保険金の支払事由の発生した後になされた場合であっても、第 27 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。</p>

現 行	改 定						
<p>第 30 条（更新の制限）</p> <p>(1) 当社は、通算支払限度額から責任開始日以降に当社が支払った保険金の合計額を控除した後の金額が、年間支払限度額^(注1)に満たないとき、更新を取り扱いません。</p> <p>(2) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する場合、更新を取り扱わないことができます。</p> <p>① 更新前の保険契約が、補償条項第 20 条（法務費用保険金の支払回数限度）に定める支払回数限度に到達したとき</p> <p>② 更新後の保険料等級^(注2)が、保険証券または更新通知書に記載した更新を制限する場合（「更新制限条件」といいます。）に該当するとき</p> <p>③ 被保険者が、法律相談料または弁護士費用等を補償対象とする他の保険契約等の被保険者になったとき</p> <p>④ 保険契約者または被保険者のいずれかの居住地が日本国内でなくなった場合</p> <p>(3) 当社は、次の①から⑤のいずれかに該当した場合、保険契約の更新を取り扱わないこと、または保険金の額が増加する内容での更新の取扱いを制限することができます。</p> <p>① 第 25 条（重大事由による解除）(1) ①から⑥に規定する事由に該当すると認められるとき</p> <p>(追加)</p> <p>② 保険契約者または被保険者が、暴力的な要求行為または法的に認められる正当な権利の範囲を明らかに超えた不当な要求を行うことで、刑法または特別刑法上の罪を犯し、逮捕されたとき</p> <p>③ 保険契約者または被保険者が、風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき</p> <p>④ 補償条項第 17 条（同一の者を相手方として複数の原因事実が発生した場合の取扱い）(6)、補償条項第 22 条（保険金支払可否判断の修正）(2)、第 2 条（告知義務）(4)、第 3 条（個人型の通知義務）(3)、第 4 条（事業型の通知義務）(3)、第 25 条（2）、第 20 条（支払保険金の返還）(1)、または第 33 条（他の保険契約締結時の通知）(2)の規定に基づき、当社が保険金の返還を請求できるとき</p> <p>⑤ その他、保険契約者または被保険者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき</p>	<p>第 30 条（更新の制限）</p> <p>(1) 当社は、通算支払限度額から責任開始日以降に当社が支払った保険金の合計額を控除した後の金額が、年間支払限度額^(注1)に満たないとき、更新を取り扱いません。</p> <p>(2) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する場合、更新を取り扱わないことができます。</p> <p>① 更新前の保険契約が、補償条項第 20 条（法務費用保険金の支払回数限度）に定める支払回数限度に到達したとき</p> <p>② 更新後の保険料等級^(注2)、事業規模、または保険事故の危険度を推測するためのその他の指標が、保険証券、更新通知書、または保険契約締結時に保険契約者に交付した書類^(注3)に記載した更新を制限する場合（「更新制限条件」といいます。）に該当するとき</p> <p>③ 被保険者が、法律相談料または弁護士費用等を補償対象とする他の保険契約等の被保険者になったとき</p> <p>④ 保険契約者または被保険者のいずれかの居住地が日本国内でなくなった場合</p> <p>(3) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当した場合、保険契約の更新を取り扱わないこと、または保険金の額が増加する内容での更新の取扱いを制限することができます。</p> <p>① 第 25 条（重大事由による解除）(1) ①から②に規定する事由に該当すると認められるとき</p> <p>② 保険契約者または被保険者が、当社または当社の従業員に対して、次のアからカのいずれかに該当する行為を繰り返したまたは当社の中止要請を無視して行うことで、当社の信頼を損ない、当社がこの保険契約の存続が困難であると判断したとき</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア. 当社の従業員を長時間拘束し、または過度な対応を要求するクレームや迷惑行為</td> </tr> <tr> <td>イ. 威圧的・侮辱的な暴言、または暴行・傷害・脅迫・恐喝等を伴いもしくは示唆して行う不当な要求</td> </tr> <tr> <td>ウ. 当社が必要な説明を行った上で提示した最終的な回答や対応内容を不服として、自らの要求・主張を長期にまたは頻繁に繰り返し、当社の業務を妨害する行為</td> </tr> <tr> <td>エ. 金品の要求や土下座の強要などの著しく不相当な迷惑行為</td> </tr> <tr> <td>オ. SNS・インターネット・その他不特定多数が閲覧する媒体を通じて行う誹謗中傷</td> </tr> <tr> <td>カ. その他、アからオと同程度に不相当もしくは過度なクレームや迷惑行為</td> </tr> </table> <p>③ 保険契約者または被保険者が、暴力的な要求行為または法的に認められる正当な権利の範囲を明らかに超えた不当な要求を行うことで、刑法または特別刑法上の罪を犯し、逮捕されたとき</p> <p>④ 保険契約者または被保険者が、風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき</p> <p>⑤ 補償条項第 17 条（同一の者を相手方として複数の原因事実が発生した場合の取扱い）(6)、補償条項第 22 条（保険金支払可否判断の修正）(2)、第 2 条（告知義務）(4)、第 3 条（個人型の通知義務）(3)、第 4 条（事業型の通知義務）(3)、第 25 条（2）、第 20 条（支払保険金の返還）(1)、または第 33 条（他の保険契約締結時の通知）(2)の規定に基づき、当社が保険金の返還を請求できるとき</p> <p>⑥ その他、保険契約者または被保険者が、①から⑤までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき</p>	ア. 当社の従業員を長時間拘束し、または過度な対応を要求するクレームや迷惑行為	イ. 威圧的・侮辱的な暴言、または暴行・傷害・脅迫・恐喝等を伴いもしくは示唆して行う不当な要求	ウ. 当社が必要な説明を行った上で提示した最終的な回答や対応内容を不服として、自らの要求・主張を長期にまたは頻繁に繰り返し、当社の業務を妨害する行為	エ. 金品の要求や土下座の強要などの著しく不相当な迷惑行為	オ. SNS・インターネット・その他不特定多数が閲覧する媒体を通じて行う誹謗中傷	カ. その他、アからオと同程度に不相当もしくは過度なクレームや迷惑行為
ア. 当社の従業員を長時間拘束し、または過度な対応を要求するクレームや迷惑行為							
イ. 威圧的・侮辱的な暴言、または暴行・傷害・脅迫・恐喝等を伴いもしくは示唆して行う不当な要求							
ウ. 当社が必要な説明を行った上で提示した最終的な回答や対応内容を不服として、自らの要求・主張を長期にまたは頻繁に繰り返し、当社の業務を妨害する行為							
エ. 金品の要求や土下座の強要などの著しく不相当な迷惑行為							
オ. SNS・インターネット・その他不特定多数が閲覧する媒体を通じて行う誹謗中傷							
カ. その他、アからオと同程度に不相当もしくは過度なクレームや迷惑行為							

現 行	改 定																																												
<p>(4) (1) ~ (3) の規定により、更新の取扱いを行わない場合、または更新後の保険契約の補償内容について制限を行う場合は、当社は保険契約を更新しない旨、または更新後の保険契約の補償内容を制限する旨を、書面または電磁的な方法により保険契約者に通知します。</p> <p>(注 1) 法律相談料保険金の年間支払限度額と、法務費用保険金の年間支払限度額の合計とします。 (注 2) 保険金の支払実績により更新後の保険料を変更する等級制度に基づく保険料の等級をいいます。 (追加)</p>	<p>(4) (1) から (3) の規定により、更新の取扱いを行わない場合、または更新後の保険契約の補償内容について制限を行う場合は、当社は保険契約を更新しない旨、または更新後の保険契約の補償内容を制限する旨を、書面または電磁的な方法により保険契約者に通知します。また、更新後の保険期間に対する保険料が必要な金額を超えて払い込まれているときには、当社は、保険契約者の指定する金融機関の口座に振込みの方法で返金します。</p> <p>(注 1) 法律相談料保険金の年間支払限度額と、法務費用保険金の年間支払限度額の合計とします。 (注 2) 保険金の支払実績により更新後の保険料を変更する等級制度に基づく保険料の等級をいいます。 (注 3) 重要事項説明書または保険証券付属書類をいいます。</p>																																												
<p>附則</p> <p>(1) この普通保険約款およびこれに付帯された特約は、2021年8月1日より適用します。</p> <p>(2) 契約日が2020年10月1日以降かつ(1)に規定する日より前の法務費用保険(2020)の保険契約については、(1)に規定する日以降はじめて契約の更新をした日から、この普通保険約款およびこれに付帯された特約を適用します。</p>	<p>附則</p> <p>(1) この普通保険約款およびこれに付帯された特約は、2022年9月1日より適用します。</p> <p>(2) 契約日が2020年10月1日以降かつ2021年7月1日までの法務費用保険(2020)の保険契約については、2021年8月1日以降はじめて契約の更新をした日または(1)に規定する日のうち、いずれか遅い日から、この普通保険約款およびこれに付帯された特約を適用します。</p>																																												
<p>別表 1 基準法務費用算定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">⑥ 離婚事件 (内縁関係解消 事件を含む)</th> <th colspan="3">【 金銭的給付の請求を伴う場合 】</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">法的手続きの 形態</th> <th colspan="2">基準法務費用</th> </tr> <tr> <th>委任契約締結時 (着手金)</th> <th>事件終了時 (報酬金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訴訟事件</td> <td>30万円+①の額 ただし、上限45万円</td> <td>30万円+①の額 ただし、上限45万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調停事件・ ADR事件</td> <td>20万円+②の額 ただし、上限30万円</td> <td>20万円+②の額 ただし、上限30万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>示談交渉事件</td> <td>15万円+③の額 ただし、上限22.5万円</td> <td>15万円+③の額 ただし、上限22.5万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	⑥ 離婚事件 (内縁関係解消 事件を含む)	【 金銭的給付の請求を伴う場合 】			備考	法的手続きの 形態	基準法務費用		委任契約締結時 (着手金)	事件終了時 (報酬金)	訴訟事件	30万円+①の額 ただし、上限45万円	30万円+①の額 ただし、上限45万円		調停事件・ ADR事件	20万円+②の額 ただし、上限30万円	20万円+②の額 ただし、上限30万円		示談交渉事件	15万円+③の額 ただし、上限22.5万円	15万円+③の額 ただし、上限22.5万円		<p>別表 1 基準法務費用算定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">⑥ 離婚事件 (内縁関係解消 事件を含む)</th> <th colspan="3">【 金銭的給付の請求を伴う場合 】</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">法的手続きの 形態</th> <th colspan="2">基準法務費用</th> </tr> <tr> <th>委任契約締結時 (着手金)</th> <th>事件終了時 (報酬金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訴訟事件</td> <td>30万円+①の額 ただし、上限45万円</td> <td>30万円+①の額 ただし、上限45万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調停事件・ ADR事件</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>示談交渉事件</td> <td>22.5万円</td> <td>22.5万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	⑥ 離婚事件 (内縁関係解消 事件を含む)	【 金銭的給付の請求を伴う場合 】			備考	法的手続きの 形態	基準法務費用		委任契約締結時 (着手金)	事件終了時 (報酬金)	訴訟事件	30万円+①の額 ただし、上限45万円	30万円+①の額 ただし、上限45万円		調停事件・ ADR事件	30万円	30万円		示談交渉事件	22.5万円	22.5万円	
⑥ 離婚事件 (内縁関係解消 事件を含む)		【 金銭的給付の請求を伴う場合 】					備考																																						
		法的手続きの 形態	基準法務費用																																										
	委任契約締結時 (着手金)		事件終了時 (報酬金)																																										
訴訟事件	30万円+①の額 ただし、上限45万円	30万円+①の額 ただし、上限45万円																																											
調停事件・ ADR事件	20万円+②の額 ただし、上限30万円	20万円+②の額 ただし、上限30万円																																											
示談交渉事件	15万円+③の額 ただし、上限22.5万円	15万円+③の額 ただし、上限22.5万円																																											
⑥ 離婚事件 (内縁関係解消 事件を含む)	【 金銭的給付の請求を伴う場合 】			備考																																									
	法的手続きの 形態	基準法務費用																																											
		委任契約締結時 (着手金)	事件終了時 (報酬金)																																										
訴訟事件	30万円+①の額 ただし、上限45万円	30万円+①の額 ただし、上限45万円																																											
調停事件・ ADR事件	30万円	30万円																																											
示談交渉事件	22.5万円	22.5万円																																											

現 行	改 定																																				
(新設)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 199 1256 906" rowspan="7">⑮ 建物明渡し・立退き請求事件</td> <td colspan="3" data-bbox="1256 199 2040 229">【 家賃滞納を理由とする場合 】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 229 1424 320" rowspan="2">法的手続きの形態</td> <td colspan="2" data-bbox="1424 229 1879 260">基準法務費用</td> <td data-bbox="1879 229 2040 320" rowspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 260 1650 320">委任契約締結時 (着手金)</td> <td data-bbox="1650 260 1879 320">事件終了時 (報酬金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 320 1424 411">滞納家賃の回収を伴うとき</td> <td data-bbox="1424 320 1650 411">10万円</td> <td data-bbox="1650 320 1879 411">10万円+ 回収額の15% ただし、上限30万円</td> <td data-bbox="1879 320 2040 512" rowspan="3">示談交渉・調停・訴訟・強制執行のすべての手続きを含みます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 411 1424 512">上記以外</td> <td data-bbox="1424 411 1650 512">10万円</td> <td data-bbox="1650 411 1879 512">10万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1256 544 2040 574">【 家賃滞納以外の理由による場合 】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 574 1424 665" rowspan="2">法的手続きの形態</td> <td colspan="2" data-bbox="1424 574 1879 604">基準法務費用</td> <td data-bbox="1879 574 2040 665" rowspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 604 1650 665">委任契約締結時 (着手金)</td> <td data-bbox="1650 604 1879 665">事件終了時 (報酬金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 665 1424 740">訴訟事件</td> <td data-bbox="1424 665 1650 740">①の額 ただし、上限30万円</td> <td data-bbox="1650 665 1879 740">①の額 ただし、上限30万円</td> <td data-bbox="1879 665 2040 906" rowspan="3">強制執行手続きを行う場合は、着手金に5万円を加算します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 740 1424 815">調停事件・ADR事件</td> <td data-bbox="1424 740 1650 815">②の額 ただし、上限20万円</td> <td data-bbox="1650 740 1879 815">②の額 ただし、上限20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 815 1424 906">示談交渉事件</td> <td data-bbox="1424 815 1650 906">③の額 ただし、上限15万円</td> <td data-bbox="1650 815 1879 906">③の額 ただし、上限15万円</td> </tr> </table>	⑮ 建物明渡し・立退き請求事件	【 家賃滞納を理由とする場合 】			法的手続きの形態	基準法務費用		備考	委任契約締結時 (着手金)	事件終了時 (報酬金)	滞納家賃の回収を伴うとき	10万円	10万円+ 回収額の15% ただし、上限30万円	示談交渉・調停・訴訟・強制執行のすべての手続きを含みます。	上記以外	10万円	10万円	【 家賃滞納以外の理由による場合 】			法的手続きの形態	基準法務費用		備考	委任契約締結時 (着手金)	事件終了時 (報酬金)	訴訟事件	①の額 ただし、上限30万円	①の額 ただし、上限30万円	強制執行手続きを行う場合は、着手金に5万円を加算します。	調停事件・ADR事件	②の額 ただし、上限20万円	②の額 ただし、上限20万円	示談交渉事件	③の額 ただし、上限15万円	③の額 ただし、上限15万円
⑮ 建物明渡し・立退き請求事件	【 家賃滞納を理由とする場合 】																																				
	法的手続きの形態		基準法務費用		備考																																
			委任契約締結時 (着手金)	事件終了時 (報酬金)																																	
	滞納家賃の回収を伴うとき		10万円	10万円+ 回収額の15% ただし、上限30万円	示談交渉・調停・訴訟・強制執行のすべての手続きを含みます。																																
	上記以外		10万円	10万円																																	
	【 家賃滞納以外の理由による場合 】																																				
	法的手続きの形態	基準法務費用		備考																																	
委任契約締結時 (着手金)		事件終了時 (報酬金)																																			
訴訟事件	①の額 ただし、上限30万円	①の額 ただし、上限30万円	強制執行手続きを行う場合は、着手金に5万円を加算します。																																		
調停事件・ADR事件	②の額 ただし、上限20万円	②の額 ただし、上限20万円																																			
示談交渉事件	③の額 ただし、上限15万円	③の額 ただし、上限15万円																																			